

平成22年度税制改正要望（総括表）

平成21年11月

内閣府

1. 市民活動の促進

- 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置〔拡充・延長〕

2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置（固定資産税等の非課税）〔拡充〕

3. 防災対策の推進

- 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税及び法人税の特別償却、固定資産税の課税標準の特例措置）〔拡充・延長〕
- 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税及び法人税の特別償却）〔延長〕

4. 沖縄の振興等

- 沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置（揮発油税等に関連した税制改正に対応した所要の措置）〔継続〕
- 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度（法人税等の寄附金に係る損金算入の特例）〔創設〕

5. その他

- 地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）〔廃止〕
- 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置（特定地域再生事業会社に対する投資の税制上の優遇措置（投資額控除、損失繰延））〔廃止〕

1. 市民活動の推進

●特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置[拡充・延長]

<税目> (国 税) 法人税

概要

特定非営利活動法人の活動を促進する観点から、法人に対し寄附をした者等に税制上の特例措置を与える認定特定非営利活動法人制度が設けられているが、平成21年10月1日現在で認定特定非営利活動法人の数は107法人にとどまっている。そのため、認定特定非営利活動法人が十分に活躍するための財政基盤を強化し、認定特定非営利活動法人の数の拡大に寄与するため、認定特定非営利活動法人の税の優遇措置の拡充・延長を要望する。

要望内容

認定特定非営利活動法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。

具体的には、

1. 初回申請における実績判定期間の特例（来年3月終了）を延長すること。
2. 認定要件の緩和と申請書類の明確化を行い、書類審査のみを原則とするなど認定手続きの簡素化を進めること。
3. 審査期間を原則4ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化すること。
4. みなし寄附金の制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更正保護法人並みの所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。

<内閣府、外務省共同要望>

実績判定期間の経過措置特例

【要望事項】
実績判定期間の経過措置特例の適用の延長を、初めての認定の申請を行う法人について要望する。

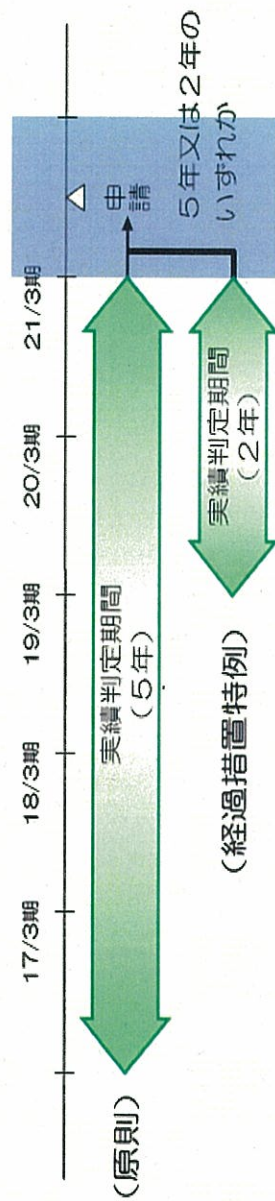
【現行の実績判定期間の経過措置特例】
初めての認定又は2回目の認定を受けようとする特定非営利活動法人が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請を行う場合は、実績判定期間※を2年（原則5年）とすることができる。
平成20年度税制改正における実績判定期間の延長に伴う経過的な措置として、平成21年度税制改正において設けられた実績判定期間の特例である。

○実績判定期間が5年・2年いずれの場合であっても、認定の有効期間は5年となる。

※実績判定期間

実績判定期間とは、パブリック・サポート・テスト等の認定要件の判定対象となる期間のことで、認定の申請を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（2年）内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいう。

<例：3月決算法人の場合>



申請書類の明確化などの認定手続きの簡素化

申請書類は削減の上、文書により明確化されたものに限定し、認定審査は書類審査のみを原則とすることを要望する。

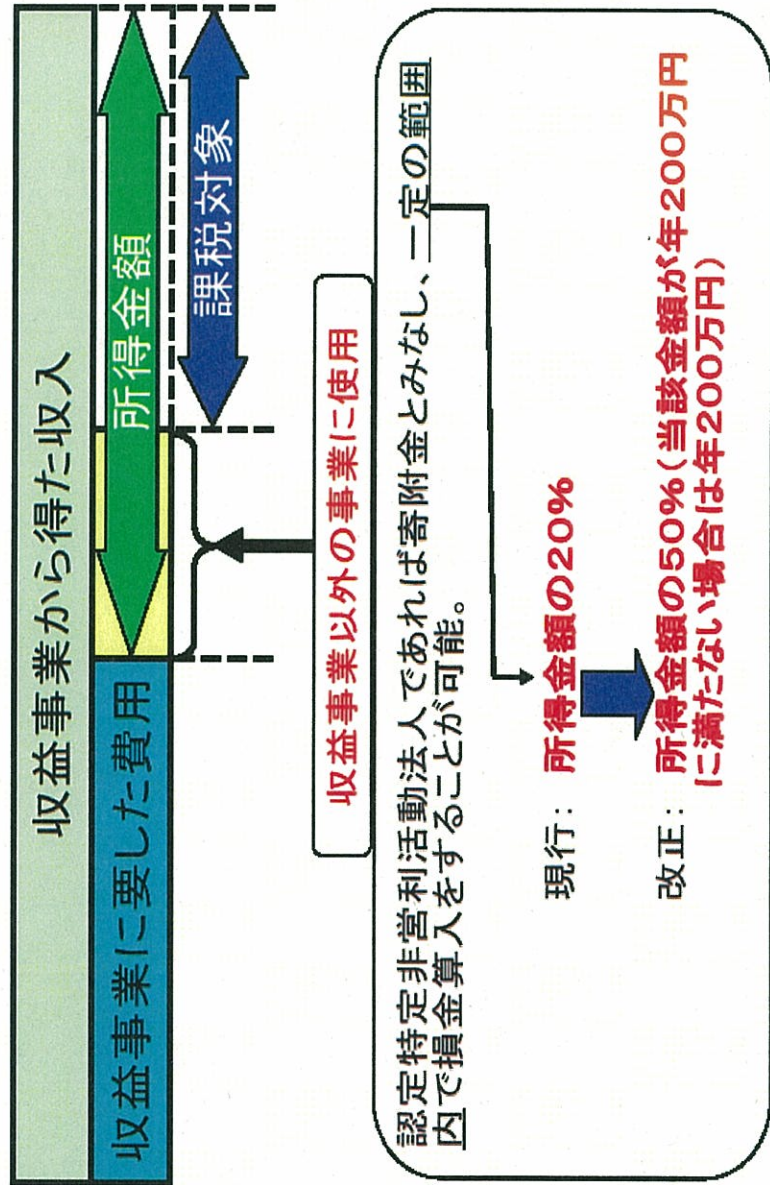
審査期間の短縮

審査期間を原則4ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化することを要望する。

みなし寄附金制度の概要

「みなし寄附金制度」とは、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄付金の額とみなし、一定の範囲内で損金算入することができる制度である。

みなし寄附金に係る認定特定非営利活動法人の損金算入限度額を現行の20%から50%（当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円）への引き上げを要望する。



2. P F I の推進

- P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る課税特例措置（固定資産税等の非課税）〔拡充〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税、不動産取得税

概要及び要望内容

1、現状

刑務所、斎場、給食センター等について、国や地方公共団体が直接整備すれば固定資産税等が非課税。一方、P F I 事業として整備した場合、施設の所有権を民間が持てば課税される。

2、現行の税制特例措置

サービス購入型（国、地方公共団体が事業費を全額負担）、
B O T 方式（施設完成後の施設所有権は民間）の P F I 事業で、
民間と競合しない施設について、
固定資産税、都市計画税、不動産取得税を2分の1に減免。

（平成17年度から平成21年度までの5カ年時限措置）。

（注1）平成17年度から平成21年度まで5年間の減税額は約8億円。

3、要望内容

現行の措置について、

○固定資産税、都市計画税、不動産取得税の2分の1減税→非課税

○5年間の時限措置→本則としての措置（期限を設けない）

とすること。

（注2）仮に固定資産税等を非課税としても、課税の場合と比較して公共セクター全体の負担は変わらない。

（注3）B O T 方式の P F I 事業は、一般に、B T O 方式（施設完成後の施設所有権は公共）の P F I 事業よりも民間のリスク負担が大きい。B O T 方式では、施設に保険を活用する等の民間のリスク管理が容易になる。

PFIの推進(税制改正要望)

○現状の問題

国や地方公共団体が直接整備・・・非課税

PFI(民間が施設を所有する場合)・・・課税

刑務所
斎場
給食センター等

○現行制度

・サービス購入型

(国、地方公共団体が事業費を全額負担)

・BOT方式

(施設完成後の施設所有権は民間)

・民間と競合しない施設

のPFI事業について

固定資産税

都市計画税

不動産取得税

を2分の1に減免

(平成17年度から平成21年度

までの5カ年時限措置)

○要望内容

現行の措置について

○固定資産税、都市計画税、不動産取得税の2分の1減税 → 非課税

○5年間の時限措置 → 本則としての措置(期限を設けない)

とすることを要望